平成30年度 第1回屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部利用のあり方検討会 議事録

日時:平成30年7月31日(火) 9:30~12:30

場所:屋久島環境文化村センター レクチャー室

■ 検討会開催の挨拶

九州地方環境事務所 河原総括自然保護企画官:委員の皆様、関係団体、関係行政機関の皆様には、日ご ろから屋久島世界自然遺産関係、国立公園行政についてご協力いただき、ありがとうございます。また、 本日は天候の悪いなか、ご出席いただき、ありがとうございます。

屋久島が国立公園に指定されてから 50 年以上、世界自然遺産に登録されてから 25 年が経過した。屋久島の保全については、世界自然遺産地域の取り組み、ヤクシカ対策等、科学委員会より提言をいただき関係行政機関とともに検討や対策を進めているところである。そのなかで、山岳部利用については遺産登録以降、入山者が急増し、植生荒廃、利用の集中など様々な問題が発生し、その都度対処してきたところであるが、近年来島者が減少傾向に転じており、利用の転換期にあると思っている。本検討会では、このような機会に将来にわたって屋久島の山岳部をどのように保全し、利用していくべきか、屋久島らしい質の高い利用の提供とはどうあるべきかを、地元の皆様の意見を伺いながら検討するために、平成 28 年度に設置されたものである。本年度は、昨年度まで議論してきた基本方針を決定し、具体的なゾーン設定、ゾーンごとの管理方針を検討する重要な年度となる。本日の皆様からのご意見を、今後の適正な利用のあり方に繋げていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

土屋 座長: おはようございます。今回で検討会は3年度目に入る。会議のメンバーには交代された方もいるが、多くの方が2年間ご参加いただいてきたところである。前回の開催から5ヶ月が経過しているため、前年度の議論の振り返りもしつつ、議論を進めていきたい。今年度は5年間の検討会の開催スケジュールからみて3年目となり、今年度の議論内容は全体のなかでみると非常に重要な部分になると認識している。これまではビジョンや管理方針の大枠を決めてきたところだが、今年は実際のゾーニングの議論となり、これについては様々なご意見があるかと思う。その結果をどのようにまとめていくかが今年度の非常に重要な部分であるため、多くのご意見をいただくとともに、ご協力いただきたい。

■検討会の目的

◇ 資料1について

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:本検討会設置要綱に基づき、検討会の目的について説明。

- 議事(1)平成30年度の検討内容について
- ◆ 資料2について

【資料説明】

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:先ほども座長よりご紹介の通り、本検討は5年でのとりま とめるスケジュールであり、今年度は3年目となる。今年度は、①屋久島山岳部の適正な利用に関する ビジョンについて成案とし、②適正利用のためのゾーン設定の議論を行う。③以降については平成31年度以降に行う予定となっている。管理方針の成果物骨子イメージについての説明。今年度、検討会を4回開催すること、検討会の間に、適宜、ヒアリング等を実施していくことを説明。

土屋 座長:全体のスケジュールについては、これまでの検討会でも示されてきた部分であり、特に意見・質問は無いようである。今年度も4回開催予定であり、ご多忙のなかご参加いただくのは心苦しいところではある。今年度は会議開催について土日を避け、ウィークデーに設定しているところでもあるので、ぜひご参加をお願いしたい。

■ 議事(2)屋久島世界自然遺産・国立公園の山岳部適正利用ビジョン「ビジョンと基本方針」の確認

◆ 資料3について

【資料説明】

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:これまでの議論の振り返りとして、昨年度はビジョン骨子のうち、「4. ビジョンと基本方針」の部分について検討し、記載することを目標とし、主な論点についてご議論いただいてきたところである。昨年度の第4回検討会でいただいた意見を踏まえて修正した「ビジョンと基本方針」を、8ページ目以降に記載している。前回からの大きな変更部分について、まず「前提となる認識と考え方」として合わせて表記していた部分について、「前提となる認識」と「前提となる考え方」とに分けて記載している。また、10ページ目の「未来像・目標(100年度の目指す姿)」としていた部分を50年度に修正するとともに、構成の順番を変更している。今回、「ビジョンと基本方針」について了承いただきたいと考えている。なお、「一言フレーズ」については今回も保留のままとなっているが、今後、適宜ご議論いただきたいと考えている。

【質疑】

土屋 座長: 昨年度の第4回検討会での意見等を踏まえて、項目立てや順番を入れ替えたものとなっている。主に8ページ目以降について、ご意見・ご質問をお願いしたい。

鹿児島県環境林務部 古川主事:本日、台風の影響で欠席となった羽井佐自然保護課長から意見を預かっているため代読させていただく。本資料については6点ある。2ページ目に「100年度」という表現が残っているため「50年後」に修正。4ページ目の「原生資源環境地域」を「原生自然環境保全地域」に修正。6ページ目の世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金について、「新たなスタートを切ることとなっている」と表現されているが、制度はすでにスタートしているため、「新たなスタートを切ったところである」に修正。また、9ページ目「屋久島だけに存在する自然に根差した文化といえよう」について、屋久島の山岳信仰の形態は屋久島だけのものだが、山岳信仰や「頭を垂れて手を合わせ続ける」の部分は屋久島だけのものとは言えないのではないかと思うので、「だけ」の扱いについて専門家のご意見をお聞きしたい。また、9ページ目の(2)③「自然や畏敬の念を抱かせるものの価値」という表現が、①、②の表現と微妙に異なるため、同じ意味合いであるなら統一した方が良いのではないか。10ページ目の(2)④、(3)①、(3)④の三項目の関係性を理解するのが難しい。意味合いは重複しているように思うので、全てまとめて(3)の項目に入れるのは問題があるか。

土屋 座長:事務局の方からご回答いただきたい。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:文言について、適宜、修正する。「屋久島だけ」の部分については、委員の皆様からご意見いただきたい。「自然や畏敬の念を抱かせるものの価値」という表現について、合わせた方が分かりやすいのであれば、合わせる形で修正する。10ページ目の(2)④、(3)①、(3)④の三項目の表現についても、委員の皆様からご意見をいただきたい。

土屋 座長:「屋久島だけ」の部分の扱いについて、ご意見をお持ちの方は?

柴崎 委員:山岳信仰は、かつては日本全国に広がっていたもので屋久島だけに存在するものではない。「だけ」とすると限定的過ぎると感じるので、うまく言い換える必要はあると思う。ただ、岳参りという風習として衰退しているとはいえ現在も残っており、一部の集落では復活させながら行動を起こしていることはすごい事実である。

大山 オブザーバー: これは日本の山岳信仰に通じるものであるので、屋久島だけという言い方より 「日本山岳信仰に通じる文化」という言い方に変更すれば良いのではないか。いわゆる日本山岳信仰の 基本理念と同じような形が屋久島には残っているということである。

土屋 座長:「だけ」は除いたほうが良いということか。

大山 オブザーバー:「だけ」という形で決めつけるより、日本山岳信仰に通じるものなのだというような意味合いで捉えた方が良いと思う。

土屋 座長:宮之浦岳参り伝承会の中川さんはいかがか。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長:「だけ」ではないと思う。

土屋 座長:「だけ」という強い表現を除いた形で、岳参りが今再び認識され復興しつつあるということは屋久島の特徴であるということも踏まえた文言を、事務局を中心に考えるということでよろしいか。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:今のご意見を踏まえた形で修正する。

日下田 オブザーバー:通じるというより、むしろ他の地域ではかなり消滅している訳であるから、「代表する」くらいの表現でも良いのではないか。

吉田 委員:「屋久島だけ」という部分は日本の山岳信仰に通じるということで「だけ」を除いた形で良いかと思う。加えて、その部分の前に出てくる「これは法華宗よりも山岳信仰が人々の心の上位にあ

ることを示している」という部分がある。お盆は法華宗というより、先祖の霊を慰める「先祖崇拝」からくるもので、山岳信仰は「自然に対する畏敬」からくるもの、この二つは近代的な宗教である仏教や神道などよりも前に皆が持っていた気持ちであると思うので、どちらが上位という書き方をするのは適切ではない。この部分も削除した方が良いのではないか。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:ご指摘いただいた部分についても併せて検討したい。

土屋 座長: それから、9ページ目(2)の「①・②自然の価値や畏敬の念を抱かせるもの」という言い方と、「③自然や畏敬の念を抱かせるものの価値」については意味が近いので、文言の修正をお願いしたい。また、10ページ目の(2)④、(3)①、(3)④の三項目を統合して、(3)にまとめた方が良いのではないかという意見について、何かご意見があればいかがか。

柴崎 委員:(2) ④は「全ての利用者」と書いており、この部分が(3) ①や(3) ④と異なると思う。つまり、(2) ④は「全ての人が畏敬の念を抱いた上で学ぶことができる」ということを示しており、(3) ①や(3) ④については「機会を得ることができる」ということで、表現が弱まっている。そこの違いがあるので、意味の重複はあるものの、三項目を分けて記載していると私は解釈した。

土屋 座長:他にご意見はいかがか。私の解釈では、この部分は「50年後の目指す姿」ということで、 (1)については原生性や神聖性といった屋久島のもっている自然面の特徴をこれからも活かしていく ということ、(2)については特に登山を中心とした観光レクリエーションの面についての部分のこと、 (3)についてはもう一度全体を捉えて「新しい山の文化」の発信ということが記載されている。そのため、重複があってもある意味では仕方がないかと思う。文言上の余分な部分は修正した方が良いのかもしれないが、ここは最後に強調する部分であるので、個人的には重複して記載しても構わないと考えている。他にいかがか。

吉田 委員:この部分についてはそれぞれに違う意味合いで書かれているので、この表現で良いかと思う。その他の点で、変換ミスかと思うが、3ページ目下から9行目の「訴訟」の間に「粗」という字が入っている。確認して修正してもらいたい。

土屋 座長:ご指摘の部分、3ページ目下から9行目の「国有山林下戻訴粗訟」となっている部分について、「粗」を削除する形で修正してもらいたい。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:ご指摘の部分について修正する。

屋久島森林管理署 川畑署長:文言の修正をお願いしたい。3ページ目(2)①の部分で「島の面積の9割を国有林に編入」とあるが「8割」に修正。同じ項目の「小杉谷での伐採は昭和45年まで」の部分について、小杉谷事業所は昭和45年までであるが伐採自体は昭和44年で止めているため、この文章の表現では「昭和44年」とするのが適当。また、同項目の昭和62年の「国有林第5次施業計画」とある

が、「国有林第 5 次施業計画」というものは無い。「第 5 次地域施業計画」であると思うので、過去の資料を確認の上、修正いただきたい。もう一点、9 ページの「一方」から始まる部分について、「本格的に国有林事業が始まり」とあるが、表現としては「国有林野事業」が適当かと思う。

九州森林管理局 佐藤自然遺産保護調整官:4ページ目1行目に「縄文杉の再発見」という表現がされているが、「発見」なのか「再発見」なのか、皆様の認識をお聞きしたい。

土屋 座長:この部分については様々な認識があり得る。一般的には「発見」ということになっているかと思うが、ご意見はいかがか。

屋久島観光協会ガイド部会 満園会員:「観光面は」と書かれているので、「発見」で良いかと思う。

屋久島観光協会 日高事務局長:以前は、屋久島では大きな杉があったからといって、それに名称を付けていた訳ではない。縄文杉についてはたまたま名称が付けられた。「発見」なのか「再発見」なのかについては、捉える人によって違うと思う。

土屋 座長:観光面では「発見」という文言で良いかと思う。修正いただきたい。文言上の間違いが指摘されている。今後も気づかれた際にお知らせいただきたい。ただ、8ページ目以降の構成・大筋の部分について、今回で了承いただきたいと考えている。この部分についてご意見はいかがか。

日下田 オブザーバー: どの部分の了承についてなのか分からなかった。3 ページ目に関して、ご質問する。今回のビジョンは、最終的には他の地域でもあるような文章化されたものとして仕上がるのだと理解している。その際のタイトルは、現状のこのようなタイトル(屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部適正利用ビジョン)でよいのか。もっと情緒的・シンボリックなタイトルするということもあり得るのではないか。もう一点、今、平成 24 年の屋久島国立公園についてのパンフレットを持っている。パンフレット内に「国立公園とは」という文章があり、簡潔で分かりやすい。これと同様に、

「屋久島の国立公園」、「屋久島の世界自然遺産」とはこのようなものだと説明する部分が、ビジョンの 冒頭にあっても良いのではないかと思う。一般の方の国立公園の認識は、自然保護のエリアと思ってい たり、単に観光対象と思っていたりと様々だと思うので、公的な意味での位置付け、評価についてシン プルに記載されているのが良いのではないか。これについて、3ページ目 2. 背景 (1)「屋久島の特徴 と価値」の部分の冒頭に、シンプルに記載されるのが良いかと思う。今、答えを求めている訳ではない が、最終の文章化までの間に協議されてはいかがか。

土屋 座長:この意見について、回答はいかがか。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:タイトルについては、現状では案の状態である。中身が出来てきた段階で「やはりタイトルの変更が必要だ」という意見があれば、またご議論いただきたい。また、冒頭にシンプルな説明をという意見について、分かりやすくて良いかと思うが、これまでの議論の

経緯を踏まえて考えると、非常に大変な作業になると思う。これについても、皆様から必要であるとの ご意見があれば、将来的には検討していきたいと考えている。

土屋 座長:国立公園というものについては様々な理解がされているかと思う。それについて、検討会としての意見を出すということは良い方法かもしれないので、今後の議論のなかで考えるべきだと思う。シンボリックなタイトルを付けるというのは良い案である。これは一言フレーズにも関連してくる事で、タイトルに一言フレーズがキーワードとして入ってくれば、タイトルのインパクトが強くなる。これについても宿題として、議論の最終段階の前までには考えていった方が良いだろう。現状のタイトル案である「ビジョン」は副題でも構わない。

吉田 委員:日下田さんからのご提案の部分は非常に大事なことである。法律の場合の構成では、「目的」の次に「定義」が続く。ビジョンのなかにもそのような定義を記載する必要であるが、その定義のなかで記載される文言、例えば「原生自然環境保全地域」とはなにか、「森林生態系保護地域」とはなにか、「生物圏保存地域」とはなにかといった部分は一般の方には分かりにくい。屋久島には多くの制度が関わっているので、読む人にとって分かりやすくするため、屋久島に関わってくる制度について一言ずつ端的に説明するコラムのようなものがあっても良いのではないかと思う。

日下田 オブザーバー:具体的には頭の確認というイメージをしていた。

土屋 座長: ありがとうございました。これから先の、公表の前までに検討するということにしたい。 ほかはいかがか。

屋久島町 竹之内商工観光課長:5ページ目の「屋久島山岳部で発生している遭難状況」という文言について、道迷いでの遭難のみなのか、歩行中のケガなども含まれてのものなのか。屋久島警察署の方に確認したところ、道迷いよりもケガ等の方が多いようなので、ケガの件数も含まれたものが「遭難」として表現されるのは意味が違ってくると思う。確認いただきたい。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:過去にお示ししたデータから記載された文章かと思うが、 後ほど確認してということでよろしいか。

屋久島森林管理署 川畑署長:同じく5ページ目の部分で、自然休養林利用者のうち外国人利用者の占める割合が記載されている。平成23年度には1%、平成27年度には6%となっているが、平成29年度の実績が出ており、平成29年度のヤクスギランドと白谷雲水峡の合計利用者数が17万6千人、外国人利用者は約2万人であったと記憶しており、平成29年度には10%を超えている。最新のデータを載せていただければと思う。

屋久島レク森保護管理協議会 日高事務局長:昨年度の外国人利用者数は2万人である。昨年度は入林者が多く、白谷雲水峡で10万6千人、ヤクスギランドで7万人、合計の利用者数は17万7千人とな

る。外国人利用者はこのうちの1割を超えている。もう一点、5ページ目の入込数が「年」で表されているが「年度」ではないのか。レク森の入林者数は年度で出している。熊毛支庁が公表している島への入込数は年度ではなかったか。

土屋 座長:この部分についても確認してもらいたい。数値や文言についてご指摘いただいており、も う少し続けたいところではあるが、この後も議論したい議題がある。チェックしていただき、会議の後 でご指摘いただければと思う。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:ご協力をお願いします。

屋久島観光協会 日高事務局長: その前に発言させていただきたい。私は**7**月から事務局を任されることとなった。このなかには充て職で来られている方もいるかと思うが、その場合、十分にその仕事に関しての引き継ぎがなされているか疑問に感じている。今回の検討会のように、これだけの資料を当日に配られても、深みのある議論ができるのかどうか。できるだけ、前もって資料は配布いただきたい。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:今後、そのように対応致します。

土屋 座長: 今の点は座長の方からも事務局にお願いしたいところである。なるべく深い議論をこの会議では行いたいので、なるべく早く、資料の事前送付をお願いしたい。

荒田 オブザーバー:文言の修正について、4ページ目の「ケイ素の科学工場」を「化学工場」に修正、「ヤクスギ化工場」を「加工場」に修正する必要がある。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:文言についてはもう一度見直し、修正致したい。

土屋 座長:文言等の修正は今後もあり得るとして、昨年度議論して本文の構成を変更した部分も含めて、大枠としてはお認めいただいたということでよろしいか。ありがとうございました。今回、たくさんのご意見をいただき、多くの検討すべき部分やチェックしないといけない部分が出てきているが、それを反映した上で、大枠としては承認いただいたということにする。それでは次の議題に移る。

■ 議事(3)登山道ごとのゾーン設定の検討

◆ 資料5について

【資料説明】

事務局 八千代エンジニヤリング株式会社(渡邉):本議事について、資料4と資料5があるが、先に 資料5についてご説明させていただく。資料5は、今年度の検討項目である、登山道ごとのゾーン設定・管理方針の検討について記載している。資料に基づき、ゾーン設定の検討に当たって参考となる考え方、ゾーン設定を行う目的、基本的な考え方について説明。

【質疑】

土屋 座長: ROS の説明は昨年度第2回検討会で、柴崎委員から参考資料3を踏まえてご説明いただいていた。以前に同じ内容を聞いたと記憶されている委員の方もいるかと思う。有識者委員の方から、説明の補足があればお願いしたい。

吉田 委員:これからゾーニングの検討を行っていくなかで、どのような考え方で行うかということは 大事なところである。そのなかで、私としては2ページ目②「適正利用ビジョンや基本方針に則り、屋 久島山岳部の自然環境の保全や質の高い多様な利用体験の提供を未来に継続できることを目指したゾー ン設定とし、現状追認の設定とならないように留意する」の部分が非常に大事であると思っている。今 まで2年間議論してきたことを尊重して考えるということ。また、「実際はこの場所は静かに楽しみた い」という場所に、現状ではたくさんの人が来ているといったことが起きていると思う。このような現 実とのギャップの部分、つまり、委員の皆様がこのような屋久島になっていってほしいと思っているこ とと現実とのギャップを、50年後の目標を目指して、どのように埋めていくかということを議論する、 そのようなやり方・方法で進めていくということが大事になってくると思う。また、表 4-1 で「得られ る体験の種類」と記載されている。種類と書くと単に「レクリエーションの種類」という印象になって しまうが、これは、そこに訪れる人の心構えや装備、「雑踏を避けて、一人で屋久島を楽しみたい」と いうような嗜好も含めた、得られる体験の質、言い換えればグレード、レベルといったものを表してい る。この部分については、屋久島をよくご存じの皆様それぞれにご意見があるかと思う。これから登山 道に関する具体的なデータが出てくるが、これについては落ち着いてご確認いただきたい。もう一点、 文化的な面について、資料ではゾーンとしてA、Bを追加するといった表し方になっているが、色々な 表し方があると思う。コース全体を神聖なコースとして表すのか、コースとしては登山者用のグレード を設定し、スポット的に重要な場所を指定して、極端なことを言えば「靴を脱いでください」といった ようなルールとしたり、神聖な気持ちを持って歩いてもらうといった考え方もある。これは、屋久島で 初めて取り入れることなので、屋久島の皆様の知恵を拝借しながら議論していってはどうかと思う。

集崎 委員:今年度から検討会に参加される方、昨年度の第2回検討会に参加されていない方もおられるので、参考資料3をもう一度ご覧ください。このパンフレットは大雪山に関して、山岳レクリエーション管理研究会という組織が作成したものです。写真が多く並んでいる4ページ目の「大雪山 ROS 管理目標イメージ図」の部分をご覧いただきたい。ROS の考え方について、バリヤフリーが必要な一般観光客の方から、トレッキングを楽しむ方、地図やGPSを持たないと歩けないような地域を体験したい登山客に近い方など様々な利用者がいらっしゃるが、そのような方々のニーズを最大限満足させるといった方向での管理方針となる。具体的には、観光客の方々に楽しんでもらいたい場所としては整備区域に指定する。整備区域については、環境としては登山口に近い場所や道路に近い場所が該当する場合が多いが、施設面では道迷いが無いように整備したり、橋を架けたり、柵を設けたり、休憩できるベンチやキャンプ場を管理したり、標識の整備や監視体制もしっかりと行うといった体制となる。対極的に、原生的な環境を楽しみたいという登山客のため、できる限り施設を整備せず、自分の力を使って山に入ってもらい、標識等もできる限り減らし、パトロール等もあえて多く行わない、自己責任を強くするような区域まで区分する。これがROS の考え方となる。その場合、大事なことは、各地域によってROS

の管理の目標や区分の仕方というのは大きく変わるということ。資料5の6ページや参考資料3に大雪 山のグレードが紹介されているが、これはあくまでも大雪山の話となる。一番大切なのは、屋久島の山 らしさを維持するためにはどうしたらよいのかといったことについて、委員の皆様から意見を集めて話 をしていくことである。参考資料の3ページ目4ページ目の部分、左側に「ROSに基づいた現状利用 図」、右側に「ROS に基づいた管理目標図(試案)」が掲載されている。「現状利用図」は現在の自然環 境、整備や管理の状況を表しており、「管理目標図」とはこのような場所ではこのような自然体験をし てもらいたいので、このような整備方針にするといったことを表している。そのため、「現状利用図」 と「管理目標図」は一致しない。今後のより良い山の姿をイメージしながら、将来的にどうするかとい う議論のなかで最終的に決めていくのが「管理目標図」となり、今後の委員会において重要になってく る部分である。先ほど吉田委員が仰られたように、資料5の2ページ目の②に記載されている「未来 (50年後)に継続できること」が重要で、現在の追認のみを考えるのはまずいということを強調した い。また、今回の資料の記載内容で特徴的なことは、「文化的な利用への配慮」ということが入ったこ とであり、屋久島の特徴・オリジナリティかと思う。ただ、よく分からなかった点があり、事務局への 質問となるが、「B 登山道の伝統的な利用や祠等の施設があり、登山利用の際に行動の規制や制限を求 めるゾーン」の具体的なイメージはどのようなものか。というのは、表 4-2 をゾーン設定の組み合わせ を見ると 3×5 の 15 通りとなっており、ゾーニングとして多すぎて分かりにくい。B がそこまで重要で ないなら、文化的な利用の設定については、ある・無しの2通りの方が良いのではないか。

事務局 八千代エンジニヤリング株式会社 (渡邉): B の設定について具体的な場所のイメージは無いが、例えばこの山の山頂は聖域であるため一般利用者は入らないで欲しいというような場所があれば、分けて考えた方が良いかと思い、B を設定した。また、表 4-2 の 15 段階については、該当しないゾーンが多くなることが想定されるため、整理が必要になるかと考えている。

柴崎 委員:今日の段階では叩き台ということで、理論的に作ってみたということかと思うが、次回以降は現場の実情を踏まえて資料を出してもらった方が良い。また、「得られる体験の種類」が**5**段階となっているが、この段階分けも変動しうると理解してよいか。

事務局 八千代エンジニヤリング株式会社 (渡邉): その通りである。

土屋 座長:今のやり取りや説明で、事務局の方の説明の補足ができたかと思う。なお、参考資料3の大雪山のものは2005年に私も関わって作成したものであるが、あくまで民間組織が行ったもので、行政と一緒になって作ったものではない。「このようにやってもらいたい」と提言したものとなる。ただ、資料5の6ページ目にある「大雪山グレード」は2015年から大雪山国立公園で具体的に実施されている、大雪山国立公園に関わる行政や関係者で構成される運営協議会で認められた公的なものとなる。大雪山については10年ほどの期間のなかで状況が変わった。以上の説明や議論を踏まえて、まずは質問をお願いしたい。

日下田 オブザーバー:この議論については、踏み込むと膨大な意見と協議が必要になってくると思

う。まず、「文化的な利用への配慮」ということが入っているのは、このビジョンの一つの特徴・決め 手になることだと思う。世界遺産の例で言えば、屋久島は自然遺産ということで文化的なファクターは ほぼ排除されていることもあり、文化的な部分を盛り込むことはこのビジョンの大きな特徴となる。こ れらを含めて皆様からのご意見は膨大なものとなるだろう。過去の業務でヒアリング業務を事務局がさ れており、エネルギッシュに有効な意見を収集・分析されていた。その努力や姿勢をみて、不可能では ないのかなと考えているところではあるが、この部分については専門部会やワーキングチームを編成し て対応し、そのなかでは本委員会の委員にもご協力いただくといった体制もあり得るのではと思い、発 言した。

土屋 座長:非常に重要なご意見であった。事務局の意見はどうか。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:冒頭でご説明した通り、本年度、ヒアリングにより地元の 方々のご意見を伺う機会を作る予定としている。ワーキングといった形まで設定するかどうかについて は、ご意見を伺いたい。

土屋 座長: これからの進め方について、本日の案では具体性が足りない。今回はゾーンに応じた具体的な管理方針をお示ししていないので、次回の第2回にはお示しし、第2回、第3回、第4回でご議論いただくといったことを想定している。日下田さんの仰るように、ワーキングの設定が必要かどうかは、議論を進めていくなかでの状況で判断していくことになるかと思う。第2回の段階においては、ワーキングを設定しないという方針となる。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀会長:進め方に関する部分で質問であるが、前年度と屋久島の状況が変わってきた部分があり、今年度からエコツーリズム推進全体構想の話し合いが始まっている。ゾーン分けの部分は全体構想の話と関わってくる部分である。日下田さんが仰った部分に関係するが、この委員会の委員と、全体構想を話し合う委員とは違ってくるため、両方の検討結果にあまりにも乖離があると、すり合わせの作業が必要となってくる。ゾーン分けをするに当たっては、屋久島町の方で進める全体構想のワーキンググループとすり合わせる場を設けて欲しい。

土屋 座長:この部分も非常に重要なところである。屋久島町としてはどうお考えか。

屋久島町 矢野環境政策課長: 古賀さんからお話しがあったように、今年度、来年度でエコツーリズム 推進全体構想を見直そうということで準備を進めている。その前段階の話し合いを設けているところで ある。まだ具体的な事までは踏み込んでいないが、本委員会との意見の乖離が生じるのはどうかなと思 うので、本検討会と全体構想の検討とは整合性を保ちながら進めていきたい。

大山 オブザーバー: これまでの議論に関連して、さっきから考えていたが、山岳利用の方針とはだれのために作っているものなのか。行政としてこのような方針でやっていきたいというために作っているのか、地元の人たちが島づくりのためにこのような形でやっていった方が良いという提言を作っていこ

うとしているのか。相手や目的が分からない。「山岳利用」という文言があるが、山岳の利用をするのは屋久島に来るお客さんのことだという意味に思えてくる。そうではなくて、地元の人たちも山を使って生活している訳であるから、地元の人に対して、どのように利用した方が良いとか、このような方法もあるといったようなことを伝える方向の方が良いのではないかと思う。その意味では、屋久島町で作ろうとしている山の利用と一緒に検討していかないと、おかしな方向になると思う。現状では、この委員会で言う「利用者」というのは誰なのかはっきりしていない。全てを含めた形の利用者という意味合いで書いているので、捉え方が違ってくるのではないか。

また、例えば山岳信仰のイメージにしても、文化的だということで高い評価を得ているが、実際に屋 久島の人たちがそこまでやっていたのかどうか。戦争当時に武運長久を願って岳参りをしたり、時代に よって色々なことをお願いすることはあった。岳参りの捉え方について、地元の人たちが捉える岳参り と、外部の学者の方々の捉える岳参りでずれがあるのだと思う。屋久島環境文化村センターの映像もそ うで、外部の考え方で作られている。例えば、楠川で白装束を着て儀式を行っていたということではな く、普段の恰好で行っていたわけで、時代が経るなかで作られたのではないか。また、縄文杉の発見に しても、外部としては「発見」という形でアピールしたいのかもしれないが、屋久島で大きな杉がある のは当たり前のことだった。縄文杉の周りにも斧の跡や、伐採の跡の切り株がある訳で、昔の人はあの 周辺を歩き回って利用してきたのだろうが、縄文杉は利用されずにそのまま残ったということ。また、 昔、屋久島では「山に二十日、海に五日、あとの五日は寝て暮らす」という捉え方であったが、ある出 版社が出した「山は十日、海は十日、野に十日」というようにきっちり分けたような言葉が出ると、屋 久島はそうであったというような捉え方をされる。そうではなくて、屋久島では本来農業ということは ほとんど無く、漁業と山仕事が主であり、「山の二十日」で生活をし、「海の五日」でプラスを得て、あ との五日は寝て暮らす、のんびりした暮らしがあった。それは豊かな生活ではないが、貧しい生活のな かでの豊かさがあった。その捉え方が変わってきていると感じる。「利用者」という言葉を使うと「観 光客」という言葉に変わり、外部から来て屋久島を利用している人というイメージとなる。そのあたり の捉え方はどうなのか。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:こちらとしては一般的な登山利用、レクリエーションとして山を楽しむ目的としての利用を想定して、ゾーン設定を検討していきたいと考えている。ただ、文化的な利用や地元の方の利用に配慮しなければならないと思っており、配慮をするような利用のためにはどうすれば良いかというような議論になるのかと考えている。

土屋 座長:私の意見を述べさせていただく。事務局の説明の通り、今回は登山利用にほぼ限っている。そのため、これまで島の方がされてきたような利用全般について扱うものではない。ただし、これまでの様々な伝統的な利用や、これから、住民の方や島に来られた方が新しい利用をされていくとすると、それとうまく融合する、もしくは競合しないように配慮して利用していくということは、登山利用・山岳部の利用にとって重要なことである。また、全体としてみると、観光客のためだけになれば良いという立場は取っていない。もちろん、外から来るお客さんのことについては重要に考えて、体験の質を担保したいということはある。ただ、それを支えるのは我々ではなくて島の住民の方々となる。住民の方々が納得し、自分たちで支えていこうという気持ちになるような内容でないと意味がないと思

う。そのように考え、この検討会の場にもなるべく多くの立場の方に参画いただいているところである。きっかけを作るために有識者が参加しており、我々が決めるという意識は全く持っていない。今回の ROS という考え方も、言ってみれば外から持ち込んでやっていると見えがちであるが、あくまで、考え方として役に立つので参考にしてもらえると良いという考え方で紹介しており、そのような捉え方をしていただけるとありがたい。先ほどのご意見は根本的な部分であったが、続いて荒田さんからのご意見をお願いしたい。

荒田 オブザーバー:表 4-1 の文化的な利用への配慮の部分で、柴崎さんが調査している森林の産業遺産のことについても入れた方が良いのではないか。また、ゾーン設定の部分に「積雪期および降雪期はこの限りではない」という注釈を入れた方が良いのではないか。

事務局 八千代エンジニヤリング株式会社 (渡邉):参考とさせていただく。

屋久島観光協会 日高事務局長: ゾーン設定を考えるなかで、新たにゾーンを設定するわけではないという気持ちがある。というのは、それぞれの集落の道からの登山道や岳参りの道が基本になってくると思う。気になる点について、得られる体験の種類によって、それに対して具体的に施設やルート整備をどうされるのかということ。また、一番気を使わないといけないことは、山に入る場合には島外の方も住民の方も一緒であるが、そのなかで変わってくるのは、個人で山を楽しまれるのか、屋久島の産業として根付いているエージェントによるツアーで利用するかということ。そのことでゾーンが変わってくると思う。つまり、個人で山に入る場合、安全は個々の責任となる。ただ、ツアーで入る場合、エージェントは生業として入る訳であるから、利用者の安全が確保されていなければならない。そう考えると、色んな施設を整備する場合に、山の行程をどこにもっていくのか非常に大切なことだと思う。ゾーンを設定するのは良いが、現実として縄文杉や宮之浦岳ではツアーが組まれている。どのような場所をどのように捉えるのか。これは島の産業構造からしても大きな問題であるため、そのあたりも考慮したものでなければならないと思う。

九州森林管理局 佐藤自然遺産保全調整官:文化的利用への配慮については、屋久島においては重要なことであると思っている。日高さんの仰るように、危険な場所もあるし過去にも大きな事故が起きている。このことからも、ゾーン設定のなかに、危険性や安全性、登山道の難易度についても組み入れる必要があるのではないかと思う。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:先ほどの日高さんからのご意見について、エージェントの利用についてであるが、現状の利用は把握した上で、どうしていきたいかという議論をしていただくことになるかと考えている。そのため、ご指摘いただいたような視点についても重要になるかと思う。また、安全性という要素についてもこれからご議論いただきたい部分である。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀会長: あまり具体的な話はここでしない方が良いということであったが、 安全性という話題が出たので、発言する。大雪山のグレードと屋久島のグレードは分けて考えて良いと いう話であったが、これから環境省としてはグレード分けとする地域を増やしていくという考えか。そうであれば、それぞれの地域でグレードの色分けの意味合いが完全に違ってきてしまうと混乱が生じるのではないか。例えば大雪山を歩いた方など。大雪山の場合、グレード5は「極めて厳しい自然」となり、リスクの面が重要視されていると感じた。屋久島の原案を見ると、安全は別で表記をして、得られる自然体験の種類によって色分けをされており、大雪山とは意味がかなり違っているので、利用者は混乱するのではないかと思う。

事務局 八千代エンジニヤリング株式会社 (渡邉): 色分けの部分をどうするかについて、また検討させていただきたい。場所場所でグレード感を統一するといったことは無いと想定しており、誤解を招かないようなやり方でやっていきたい。

土屋 座長:環境省で全国的に ROS を導入するという方針があるのかどうかについて、お答えはいかがか。

九州地方環境事務所 小口国立公園課長:具体的にそのような方針にしているということではない。ただ、環境省の方でも国立公園の整備や利用について考えていくなかで、その場所に応じてどのような整備がふさわしいのか、どういった利用をしていくのかということについては考えていく必要があると認識しており、地域に応じて検討されていかれるものである。確かにご意見の通り、各地域であまりにも違っていれば混乱が生じる。これを全国的に統一するといったことは難しいが、工夫する必要がある。大雪山と屋久島では全く同じにはならず、自然の利用のあり方や危険度には違いがあるが、例えば軽いグレードであれば誰でも利用できるエリア、安全面や技術的な違いはあるがグレードが上であれば限定的な利用のエリアといったように、最低限共通の認識を持つように図っていくべきではないかと思う。

土屋 座長:私も他の国立公園に関わっているが、妙高戸隠連山国立公園でも検討する動きがある。また、ROS ではないが、似たようなランク分けを試みているところはある。ただ、今のところ、環境省で全国共通の国立公園の診断をされている訳ではないとのことである。

柴崎 委員:日高さんが仰られたことは、縄文杉や宮之浦岳の方ではツアーが組まれているので、そのような方々にも配慮しないとまずいのではないかということであるが、おそらくゾーン設定をすることによって、ツアーのリーダーに対しても、「このような装備を持っていかないとこの場所はだめだ」というような、最低限考えないといけない基準を提案できると思う。個人客であってもツアー客であっても目安にして欲しい基準であり、それに基づくゾーニングであると伝えていけば、両方の利用者に対して情報を提供できるゾーン設定になるのではないかと思う。また、地域によってある程度統一感を図るといったことは大事であるが、例えば北日本では雪崩の危険性やクマの出没なども考慮しないといけない。屋久島については、もちろん冬場であれば雪崩もあるが、むしろ雨の問題の方が大きい。やはり、地域によって状況が変わってくる。海外の事例も見ても、4 段階であったり 7 段階であったり、かなり差がある。あまりマニュアル通りに画一的に考えすぎると、かえって問題点が大きくなるかもしれない。外国人来訪者を考慮するとピクトの表現の仕方を工夫するという方法もあるのではと思う。

屋久島町 矢野環境政策課長:屋久島町の指針として、屋久島憲章というものを大事にしている。そのなかでエコツーリズムの姿勢を重要視しており、今年度から全体構想の見直しの動きもある。また、観光基本計画のなかにも、エコツーリズムによる世界自然遺産の屋久島の価値創造、また観光立町ということを謳っており、エコツーリズムの考え方を重点的に町制度としてやっていきたいと考えている。ゾーニングの部分については、屋久島町と環境省で足並みそろえて、意見交換をしながら進めていければと思うのでよろしくお願いしたい。もう一点、ゾーン設定・管理方針の考え方の部分について、質の高い利用体験を提供するということであれば、屋久島町では公認ガイド制度というものがある。今後、ガイドの皆さんの活用ということも、この部分に盛り込んで議論していってもらえたらと思う。

吉田 委員: 先ほど古賀さんの方から、屋久島のグレードと大雪山のグレードが異なった場合、全国的 にみると混乱が生じるのではないかというご意見であったが、各グレードの意味するところが地域によ って多少異なっていくことについては、これから各地域に広がっていく上でそれほど問題にはならない と思う。問題になってくるのは、5が最も難しい場所なのか1がそうなのか。これが場所によって違う となると問題となる。また、色使いが違うというのも混乱が生じる。大雪山の形態を屋久島が踏襲した 場合、その後はそのように広まってくると思う。なぜそのように言うかというと、オーストラリアでも このようなグレードを付けているが、向こうでは一番上のグレードは6であった。6が一番上というの は日本人の感覚ではよく分からない。グレードを考える上で、例えば一番難しいグレードより難しいグ レードを開拓した場合はさらに上のグレードを付けるということはしない。1から5というのは分かり やすいものであるし、色を逆転させるということはしない。混乱が生じる例として、植生自然度は1か ら 10 で上にいけば自然度が高くなるが、県の自然環境保全指針では、1 が最もランクが高いという場 合があり、このような混乱をおこさないようにする。また、色の面について、例えば天気予報での雨の 表示の場合、赤色よりも紫色の方がさらに強い意味合いの場合があるが、土砂崩壊の注意の表示では赤 が一番の上になっている。これは、国土交通省と気象庁で違う色を付けているということだろうが、や はり混乱が生じる。今後のことを考えると、大雪山の例が非常に分かりやすいので、5 ランクで、数字 の大きい方が難しく、最も難しいところは赤色で表示という部分については統一しておいた方が良いの ではないか。

土屋 座長: ありがとうございました。私が大雪山グレードで気になっているのは「グレード」という言葉。5のグレードが一番「良い」、もしくは「偉い」といった印象を与えかねない。この部分の文言については、屋久島では考慮した方が良いのではと考えている。難易度が高い方が良いわけではない。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長:ゾーン設定で、屋久島ならではということで、文化的な利用への配慮というものが入っている。文化的な利用というのはずばり岳参りのことですよね。端的に言えば、山岳信仰への配慮ということで私は捉えた。その上で、A、Bの分け方では、「ここの区間はあまり文化的利用のことは考えず、好き勝手にやってよい」、「ここから先は少し配慮をして欲しい」「ここの区間はかなり神聖な場所なので配慮をして欲しい」というように捉えられてしまう。私からすると、屋久島の山は全て配慮が必要な場所。山に入る場合は山の神に畏敬の念を払いながら、失礼のないように入るとい

うことが前提。白谷雲水峡を例にすれば、本当は白谷雲水峡に行くまでに既に(牛床詣所から)始まっているわけだが、登山口から登山道に入る時から身構え、自分を律して入っていくということになる。そういう意味では、全ての登山道が B に当てはまってしまうので、この部分の設定は要らないと思うし、ゾーン設定として入れると複雑なことになる。ビジョンにあったように、「屋久島の山に入るということは山の神への畏敬の念を持って入る」ということが前提であるので、ゾーニング項目の前に、「このような心構えで山に入って欲しい」ということを記載しておき、その上でのゾーニングということになるのだろうと思う。文化的な利用への配慮の部分のランク分けは必要なく、登山道に入る前から配慮の部分は始まっていると考えるのが良いのではないか。

柴崎 委員:文化的な利用への配慮の部分のランク分けの話については、中川さんの仰る通り、前提条件として入れ込み、無くしてもよいという考え方もあると思う。ただ、私が思うのは、例えば岳参りのなかでも、里の人たちが感謝の気持ちを込めて山の神様からいただくということで、シャクナゲの枝をいくつか折って下に持って帰っているが、そのような行為は自然公園法の面からみるといろいろな意見がでてくる。一方、伯耆大山(ほうきだいせん)という場所では「もひとり神事」という神事があり、儀式として特別保護地区のなかから水とヒトツバヨモギというヨモギを持ち帰るという事例もある。このように岳参りでの行為についても既着手行為ということを位置づけることができる。また、登山道においても聖地には看板を付けるなど、対応の仕方があると思う。岳参りのような行為や林業遺産について、利用者の方々にも伝えていくという工夫が必要ではないかと考えている。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長:その通りかと思う。屋久島の場合、登山道はほぼ全て岳参りの道である。山仕事で入る楠川歩道もあったが、元々、山に入る行為は山頂にある祠に行くためであった。今のように、遊び・レジャーで山に入る道というものは無かった。昔は岳参りでしか道は作っていなく、それを今はレジャーで利用しているということなので、「この道は岳参りとは関係ない」というものは無い。エリアとしても山は全て神聖な場所であり、ルートとしても無関係なルートは無いと考えており、ゾーニングの対象とはならない。前提として「文化的な利用への配慮」を持ってきて、山に入る場合はそのような考え方で入ってもらう。ただ、強制する訳にはいかないので、「そのような場所である」ということを踏まえた上で楽しんでください、と伝えるような形にするのはいかがか。

屋久島森林管理署 川畑署長:中川さんが仰られたことに関連し、資料4まで見ての意見となる。資料4での登山道の分け方については、おそらく国立公園内の路線での登山口から目的地までとなっている。ただ、下から登山口までも道は繋がっている。この検討会ではどこの歩道までを検討していくのか。これからのゾーン設定では、国立公園内の歩道のみを対象で検討するのか、そこに至る部分も繋がっており国立公園の内外だけの事であるので、その部分も含めるのか。この会議では国立公園内のみを前提として考えるとしてしまっても良いのだが、土地の管理者としては、下から繋がっている部分についても、あり方や管理者の部分も含めて、関係機関で打ち合わせをしていきたい。また、得られる体験の種類について、2と3が「屋久島の自然を体感できるゾーン」ということで同じ文言であり、()内に「利用の快適性を優先」や「自然の雰囲気の保持を優先」といったような表現がされている。同じ文言を使うのではなく、例えば「屋久島の自然を快適に体感できるゾーン」といったような形で、()は除

いて、明らかに違うゾーンだと分かるようにしてもらいたい。

事務局 **ハ千代エンジニヤリング株式会社 (渡邉)**: ゾーンの表現については、また検討させていただく。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:検討の範囲については、基本的に設置要綱に定めている検討範囲ということで、「検討の範囲は、屋久島国立公園の山岳部とする。ただし、登山道等歩道が国立公園外から国立公園内に至るもの等合わせて検討することが適当な場合には、国立公園周縁部分も検討範囲に含めて検討する」となっている。関連する歩道については、合わせてご議論いただきたいと考えている。

屋久島山岳ガイド連盟 渡邊事務局長:具体的な議論の対象の場所について話題が出たので発言したい。資料4の1ページ目表 2-1の白谷雲水峡で「奉行杉コース等は含まない」と記載されている。白谷雲水峡の奉行杉コースは、屋久島のなかでも利用者が多い場所の一つであり、この場所を対象外としたゾーン分けというのは良いのか。私としては、含めた方が良いと考えている。

事務局 八千代エンジニヤリング株式会社(渡邉): 白谷雲水峡の部分であるが、資料4のなかの分析 の部分では含めていないということとなる。ゾーン設定のなかでは、白谷雲水峡のなかでゾーンを分け て考えるということが必要になってくると考えている。

屋久島山岳ガイド連盟 渡邊事務局長:今後、話し合う対象には入ってくるということか。

事務局 ハ千代エンジニヤリング株式会社 (渡邉): その通りである。

土屋 座長: まだ資料 4 は説明してもらっていないのだが、今のご指摘の部分も含めて、資料 4 については有識者委員としても意見が多いところである。私としても、奉行杉コースが入っていないのはだめと考えており、それも含めてこれから議論したい。

鹿児島県環境林務部 古川主事:羽井佐自然保護課長からの意見を代読させていただく。3点ある。まず、「ゾーン」という文言の適切性について検討が必要ではないか。資料5の2ページ目に「山岳部を面的に区分するものではない」という記載があり、これには賛同するが、この解説の通りであるならゾーンという文言は適切ではないのではないか。「ルートの管理レベル」「管理区間」など、誤解のない表現を用いるのが良いだろう。2点目として、表 4-1「得られる体験の種類」の部分で、「5.屋久島の原生的な自然のなかで挑戦的な体験ができるゾーン」と記載されているが、ビジョンの未来像のなかで「畏れ」や「畏敬」といった表現がある。ここで、「挑戦的な体験」というのは乖離があるとの指摘が出てくるのではないか。3点目として、得られる体験の種類では、1から3では「屋久島の自然を体感できるゾーン」、4・5では「屋久島の原生的な自然を体感できるゾーン」と大別できるが、4、5について「原生的な自然環境を通る登山道」と捉えられてしまうのではないか。資料4では、例えば白谷雲水峡

では3以下のゾーンとなっているが、自然の質としては原生的となるのかと思う。「得られる体験の種類」の原生的というのは、あくまで体験の質の原生性ということを指しているのかと思うが、原案の表現だと植生の自然度といった部分の原生性と髣髴とさせる。例えば、「屋久島の自然を原生的に体験できるゾーン」とする方が、うまく表現できるのではないか。

土屋 座長: ありがとうございました。非常に重要な点であると思う。ゾーンというのは、区域を区切ってそのなかで規制や利用のあり方を考えるゾーニングという言葉から来ている。今回はそれを面ではなくて線で行おうとしているが、ゾーンという言葉には面という意味合いが含まれるので、再検討した方がよいかも知れない。

屋久島町区長連絡協議会 局会長:資料5の1ページ目「登山道ごとのゾーン設定を行う目的」の②について、「求める利用体験に応じた登山道を容易に選択できるようにする。それを利用者に理解しやすくする。」という部分がある。先ほど佐藤さんが、ゾーン設定には難易度についても組み込んだ方が良いのではないかと仰られていたかと思うが、その意見に同意する。まず、この会議に消防関係者が含まれていないことは残念である。というのは、これまでも山岳部での救助ということで十数回、山に出動した経験がある。それを踏まえたなかで、ゾーンごとの難易度・危険度は利用者に対して示していくべきだと思う。

土屋 座長:まだこの部分についての議論は続くと思われる。こちらの方では資料4の取り扱いについて悩んでおり、これについては、まだ完成形ではないものとなる。ひとまず皆様にイメージを作ってもらうため、資料4の説明まで進めさせていただく。ただし、誤解していただかないようにしてもらいたい部分がある。資料5に基づくゾーンというのは、現状を踏まえ、皆様の合意の上で、これからの整備のあり方、利用のあり方、リスク管理のあり方を総合的に示す、計画の部分となる。それと、これから説明のある資料4というのは性格が異なり、現状を区分けするとこのようになるということを示している。現状と計画案が連動すれば最も良いわけだが、両者は意味合いが違う。資料5で出てきた5つのゾーンと、資料4での区分けは別のものであり、色や番号は同じで分かりにくいが、混乱のないようにしていただきたい。なお、資料4については、現状の登山道を区分けした場合、このように分けられるというもので、現状の認識をどう考えるかによってこれから変えられるものである。資料4と資料5は分けて考えていただきたい。

◆ 資料4(参考イメージ)について

【資料説明】

事務局 八千代エンジニヤリング株式会社 (渡邉): 資料 4 レクリエーション空間としての登山道の現 況整理についてご説明させていただく。なお、本資料での現況整理は、これまでに行われてきた様々な 調査データを用いてある意味では機械的に行った整理となり、現場の感覚とのずれがあるかと思う。恐 縮ではあるが、本資料のこの議論の叩き台として評価の方法などご助言いただき、より屋久島に見合った整理について検討したいと考えている。また、今回の資料において登山道のランク分けを行っている が、各登山道の現状を表すための便宜的なものであり、資料 5 でご説明した、今後検討を行うゾーンと

は直接関係しないことにご留意いただきたい。資料に基づき、現況整理について、方法、分析の考え 方、分析に用いた参考指標とその評価点の設定、各要素のランクの評価結果および要素間でのランクの ずれについて説明。

【質疑】

土屋 座長: ありがとうございました。この資料 4 の整理の仕方について、私は問題点があると考えている。第 2 回の際には、有識者委員の意見を組み込んだ形で、違う結果の現状の説明をすることになるかと思う。また、今回ご参加いただいている、実際に山に行かれたり、様々な立場から山を見てこられている皆様から、本分析に関しての疑問点やご意見をいただき、それを踏まえて修正したものを次回の検討会にお示し、再度議論いただくというように考えている。ご意見いただきたい。

荒田 オブザーバー: 2ページ目の図 2-1 の部分の No.10 の区間、七五岳から真っ直ぐ下りるルートについては歩道として認められているのか。通称「近道」と呼ばれているルートになるが、もし歩道として認められているのであれば、歩道の整備が必要となるだろう。なお、現状ではピンクテープだけは付いている。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:七五岳まで至るルートについては公園計画に入っているが、そこから下るルートについては公園計画の歩道としては位置づけていない。この部分についてはもう一度精査をしたい。

柴崎 委員:資料4を初めて見て、確かに理論通りではあるが、違和感を覚えた部分がある。5ページ 目の表 2·3 参考指標一覧の部分で、「I.物的環境」というように各要素が並んでいる。確かに ROS の概 念に則れば、そのようなことは書かれている。しかし、地域ごとに状況は異なるので、安易にこれを当 てはめると分かりづらい結果をもたらす原因となる。なので、参考資料3の大雪山の場合では、「環 境」、「施設」、「管理」として、大雪山に合うように条件を変えている。結論として、過去の検討会での 議論を踏まえ、屋久島の山らしさというのは何かということを把握して、資料は作られるべきである。 具体的には、本日の議論でも挙がっていた安全性が考慮されていない。確かに今回使用されている指標 については過去の報告書を踏まえて選定されているが、資料を作成した側はどこまで現場を歩いたの か、現地で活躍されているガイドさんや地元の方々、専門家から話を聞いた上で指標を作ったのか。そ のようにすれば、安全性の部分は必ず入ってくるはずで、そこが抜けているのは問題である。例えば、 1km あたりでの事故件数としての事故頻度、消防団の方々から話を聞きながら徒渉点などの危ない場所 の位置を把握すること、一般観光客の場合であればヒルが快適さに影響を与えているかもしれないので それをガイドさんに聞き取るなど。屋久島の山らしさのなかで、原生的になればなるほど体験としてあ り得ることを想定して、参考指標を設定してもらわないと、かえって混乱が生じる結果となる。例とし て、「I.物的環境」の自然の状況の部分で「④特別保護地区・第一種特別保護地域に含まれる割合」と あるが、この制度は林業や農牧業、建設業、鉱山開発といった他の産業に転用されることに対する規制 であり、レクリエーションの体験の質とはあまり関係がない。奥入瀬の渓流では特別保護地区であるの に施設整備が進み、事故が起きたという事例があり、④の設定には違和感がある。④の設定を入れるの

であれば、原生自然環境保全地域は何故考慮しないのかと思う。資料 4 については根本的に見直さないと、混乱が生じると感じる。屋久島の要素のなかに「安全性」を入れるということは過去の議論にも出てきており、データとしては「事故件数」、「徒渉点の数」、グリーンサポートスタッフやアクティブレンジャーのパトロールルートになっているかといった「監視の現状」が想定される。また、管理の面で避難小屋の話は出ていないなど、付け足したいことが多い。他の委員の方からもご意見をいただき、次回の検討会には参加者で納得のいく資料にしてもらいたい。

屋久島山岳ガイド連盟 古賀会長:今後も毎年業者は変わる可能性はあるだろうが、引き継ぎが大変になると感じる。また、要素に追加してもらいたい部分について、我々で昭文社の「山と高原地図」を監修している。難易度の点で、北アルプスなどの本州では登坂の部分を主に要素として取り入れているが、屋久島の場合は道迷いの観点でランク分けをしている。要素として、遭難の件数のなかに道迷いの部分を加えるのはどうか。実際に今年も既に2人が亡くなっている。遭難のなかで、特に道迷いの件数については数値として入れて欲しい。

屋久島警察署 網戸地域課長:道迷いという観点からいうと、要素の部分に「携帯電話の通話可能エリア」を加えて欲しい。警察署としては、山岳救助・遭難の際に、要救助者の位置特定ができれば捜索も容易さが増すと考えている。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長:「総合ランク」というものが出てくるが、全ての参考指標の評価点を 平均して総合のランクを算出するという考え方がよく分からない。各要素のランクは参考になるが、総 合ランクの意味合いはどういうものなのか。

事務局 **八千代エンジニヤリング株式会社 (渡邉)**:全ての項目から総合的にみて、その登山道の区間 が原生的なのか都会的なのかを評価したということになる。

宮之浦岳参り伝承会 中川会長:全ての項目が5となる状況が良いということか。「踏破の難易度」すなわち危険度などと「年間入込人数」や「観光客の立ち寄り率」などを合わせて平均値を出すことに意味があるのか。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:どのような状態になるのが良いという訳ではなく、そのような評価の場所ということである。全項目を平均した総合評価について、現況ではランクの差があるような場合、例えば「自然が豊かな場所にトイレ等の多くの施設を整備してよいのか」というような将来の部分を議論する際に参考になればということで算出している。

吉田 委員:全く同じ5ランクで、色も同じで表現されているため、私もそこが一番誤解を生みやすいと感じている。総合ランクが出ていると、そのまま総合ランクに基づいてゾーニングされると感じてしまうので、この資料4は参考資料程度にしてもらいたかった部分でもある。中川さんが仰ったこともそうで、総合ランクとして算出する意味は無く、現状認識のためのものなので、現状に一番近いランクを

当てはめておくのが良い。総合にすると平均化されてしまうため、何を意味しているのか分からなくなる。研究者としての見方をすると、この算出の仕方は全ての参考指標の平均から算出しているため、参考指標が多い項目に評価が引っ張られてしまう。そのため、9ページ目の表 2-7 を見ると総合ランクが5のものが全く無くなっている。例えば、「II.社会的環境」と「III.管理水準」について、入込の人数が増えればある程度の管理をしているものであり、II とIIIの要素はある程度連続している。II とIIIの項目が11 項目中7 項目もあるので、この部分にかなり影響されていると考えられる。これらのこともあるので、評価を一度やり直して欲しい。まず、皆様が非常に懸念されている「ルートの難易度・安全度」と「自然環境の状況」を二つの要素に分ける。そして、4つの要素ごとに平均値を算出した上で、さらに平均値とするという評価の方法が考えられる。もう少し前に資料をいただければ我々としても助言できたところであるが、今回は数日前に見たものであり、反映させることができず誤解を生んでしまった。

土屋 座長:ご意見がある方もいらっしゃるかと思うが、時間がきてしまった。資料4についてはこれで決まったものではなく、今回のご意見を踏まえて、次回には議論の対象となるものをご提示するものとなる。事務局の方から、次回の検討会の予定、内容についてご説明いただきたい。

屋久島自然保護官事務所 柘植首席保護官:今回は準備不足で大変申し訳ございませんでした。次回については、現況の整理について、今回いただいた意見を踏まえて項目や分析方法を見直し、修正したものをご提示したい。また、各ゾーンの性格の位置付け等もご議論いただきたい。資料については早めに作成し、あらかじめご確認いただけるように準備を進めていきますので、次回も懲りずにご参加いただき、ご意見をいただきたい。

■ 第2回検討会について

事務局 八千代エンジニヤリング株式会社 (渡邉): 次回の第2回検討会は、10月9日 (火曜) 9:30 から 12:30 まで、屋久島町商工会館宮之浦本所会議室での開催を予定している。近日中に、皆様に参加依頼文書の方を送付させていただく。

屋久島森林管理署 川畑署長:開催時間に関して、問題が無いようなら 9:00 から 12:00 の開催に修正していただくことは可能か。12:30 に終了であると、その後に高速船や飛行機に乗る方の時間が厳しくなってしまう。ご提案させていただく。

九州地方環境事務所 小口国立公園課長:時間については、皆様の移動経路等について再度確認し、検討させていただく。

■ 検討会終了の挨拶

九州地方環境事務所 小口国立公園課長:本日は活発なご意見、また、天候の悪い中お集まりいただき、ありがとうございました。環境省の方で体制が大きく変わり、うまくいっていない部分があり、ご迷惑をお掛けし申し訳ございません。また、資料4について修正すべき点があり申し訳ございません。

内容としては、今回機械的に出してしまった部分であるため、今後、皆様の知見・経験を加えさせていただき、最終案を作り上げていきたいところである。次回、修正したものをお示しする。その際には機械的な評価ではなく、地元の方々の知識・経験を組み合わせて、議論できるものとしていきたい。最終的には環境省がどうしたいかというだけの話ではなく、屋久島の山岳部の利用のあり方について、地域の皆様と一緒になって議論していかないと意味がないと考えている。また、関係機関との調整や、本日議論でも挙がったエコツーリズム推進全体構想との整合性も踏まえつつ進めていきたいと考えているところであるため、引き続きよろしくお願いしたい。本日はありがとうございました。

屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部適正利用ビジョン(仮)

(平成28年度・平成29年度検討内容反映)

※平成30年度第1回検討会より修正・変更した部分を赤文字で記載

1. 作成目的

屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部は、国内外の各種保護制度により自然環境の保全が担保されてはいるものの、遺産登録後の入込者増加に伴う登山者増加や利用集中から生じた課題への対応に追われ、山岳部全体として適正な利用を推進するためのビジョンや基本方針が明確化されてこなかった。

このため、これまでの課題対応型保護管理だけでなく、先を見据えた能動的保護管理を行い、登山利用による自然環境への影響を抑制するとともに、利用者に屋久島らしい質の高い利用体験を提供するため、山岳部の適正利用ビジョンを作成する。

(「定義」の記載を検討)

2. 背景

(1)屋久島(山岳部)の特徴と価値

屋久島は、島全体の約2割が世界自然遺産地域に登録されている。世界遺産地域を含む山岳部は、屋久島原生自然環境保全地域、屋久島国立公園、屋久島森林生態系保護地域、特別天然記念物(屋久杉原始林)といった国内の各種保護制度により自然環境の保全が担保されている。国内の主要な保護地域制度の全てに指定され、世界自然遺産やユネスコの「人間と生物圏(MAB)計画」に基づく生物圏保存地域(BR)といった国際的保護地域にも登録されている地域は、日本国内で屋久島ただ一つである。

山岳部の登山道とそれに付随する山岳施設(登山道入口駐車場と既設トイレ、登山道沿いの既設トイレと携帯トイレブースなど)は、いずれかの保護地域内に含まれている。

このほか、屋久島の山岳信仰に根差した岳参りでは、奥岳の祠へ通じるルートがいずれかの保護地域内に含まれている。

このように、屋久島(山岳部)の特徴としては、国際・国内的にもその保護保全の重要性が極めて高い地域であると同時に、地域経済を支える登山(・観光)利用が行われ、地域住民の信仰の対象の地ともなっている事にある。

(2) 屋久島の歴史と社会の変遷

①山岳部を中心とした歴史

屋久島は明治初頭まで薩摩藩が直轄領としており、廃藩置県により鹿児島県熊毛郡に属した。それから地租改正に伴って島の面積の8割を国有林に編入され、島民はこれまで利用していた山林を利用できなくなった。困窮した島民は「国有山林下戻訴訟」を起こしたが、大正に入って「屋久島国有林経営の大綱」が制定されるまでは、島民の便宜が図られることはなかった。国有林野事業については、大正13年の小杉谷製品事業所の開業や伐採の機械化、昭和始めの軍事用木材の伐採に伴い生産が増強され、大径木の供給源だった奥岳に近接する小杉谷での伐採は昭和44年まで行われた。

屋久島には森をめぐる葛藤の時代もあった。昭和40年代から50年代後半までは、屋久島の環境保護問題が盛んになり、昭和49年の宮之浦川上流禁伐の陳情、昭和54年の土面川土石流災害、昭和56年の瀬切川右岸国有林伐採反対運動を契機に「保護と開発をめぐる紛争」が約20年続いた。昭和62年、国有林野において「第5次地域施業計画」が策定され伐採量が縮減したところで、林業による山岳部利用は下火となった。

一方で、観光面は昭和 41 年の縄文杉の発見や、昭和 46 年・47 年の大型船就航で乗客輸送は大きく伸びた。大手旅行会社は、この頃から団体観光客を屋久島に取り込み始めていた。昭和 50 年代に入ると、石油危機後の観光不振が各地に影響したが、屋久島の場合は入込数が 10 万人を割ることはなかった。

それからの屋久島は第三次産業に傾斜していき、平成元年の超高速船就航や平成5年の世界自然遺産 登録がターニングポイントとなり入込客数は急激に増加した。これに伴い観光業を含む第三次産業が平 成3年から平成23には生産額が2倍となり、屋久島の基幹産業は観光業に推移した。

②社会の変遷

人口

屋久島町の人口は昭和 35 年の 24,010 人をピークに減少に転じ、平成 2 年には 13,860 人まで減少している。それから平成元年の高速船就航、平成 5 年の世界自然遺産登録を契機として、過去約 20 年間は13,000 人台で推移し、平成 25 年の人口は 13,503 人だったが、口永良部島で噴火のあった平成 27 年は13,000 人を切り 12,913 人となっている。人口構成を 3 階層別でみると、「15~64 歳」と「0~14 歳」は減少傾向、「65 歳以上」は増加傾向で推移していることから少子高齢化が進んでいることがわかる。また、集落別に人口比をみると、大型スーパー、病院、島外とのアクセス拠点近くの集落に人口が集中しやすいため、宮之浦と安房を合わせた人口は島全体の 32.2%を占めている。

経済・産業

世界自然遺産登録以降、観光に関連した産業が伸びたため、屋久島町の基幹産業はサービス業を含む第3次産業となっている。平成23年には町内総生産の7割を占めて、就業人口も平成2年から平成22年には5割増加し、事業者数も平成24年には全事業者数の8割を占めている。サービス業の中でも、特にガイド従事者は平成12年からは急増している。登山、カヌー、ダイビングに係るガイド数は平成26年調べでは180名を超えている。その他、島内交通のレンタカー営業所数は、ツアー利用しない観光客の利用が多くなってきたことに伴って、増加傾向にある。宿泊者施設も平成17年より増加傾向にあり、収容人員2600人前後を維持している。年間入込者数減少の影響はあると思われるが、急激な減少は生じていない。

第1次産業である農業はポンカンやタンカン等果樹の生産が全体の半数を占め、林業は主に民有林での林産物生産、漁業はトビウオ類やメダイが中心だが、いずれの産業も従事者の高齢化や担い手不足により就業人口は減少傾向にある。

第2次産業では、ケイ素の<mark>化学工場</mark>、薬剤工場、焼酎工場がある。地場産業としてはヤクスギ<mark>加工場</mark>、 鯖節製造工場がある。

(3) 屋久島山岳部の保護と利用の状況

①保護の状況

屋久島山岳部は、昭和 29 年に特別天然記念物に指定、昭和 39 年に霧島屋久国立公園に指定、昭和 45 年に花山地域の原生自然環境保全地域の指定、昭和 55 年にユネスコの「人間と生物圏(MAB)計画」に基づく生物圏保存地域(BR)(日本での通称:ユネスコエコパーク)に登録された。次いで、平成 4 年には森林生態系保護地域に設定、平成 5 年に世界自然遺産に登録、平成 26 年には森林生態系保護地域に隣接する地域が、瀬切川ヤクタネゴヨウ植物群落保護林に設定されている。また島の 75%が国有林である。

直近では、平成 28 年にユネスコエコパークは屋久島全域を拡張登録して、山岳部はコアエリアまたはバッファエリアに設定されるなど、屋久島では保護地域の指定や登録が行われてきた。

②利用の状況

屋久島への年間入込客数は昭和 44 年度から鹿児島県熊毛支庁により公表されている。公表されているデータによると、昭和後半までは 10 万人前後で推移していたが、平成元年に就航した高速船による輸送拡大、飛行機の発着数の増便、世界遺産登録などの影響を受けて平成 19 年度には過去最高の 40 万人を突破した。その後は減少に転じて平成 25 年度からは 30 万人を下回っている。なお入込客数には、観光客以外にも島民、仕事の関係者、帰省客なども含まれている。

観光客のうち、山岳部の主要な4地域(縄文杉方面、宮之浦岳方面、白谷雲水峡、ヤクスギランド)への入山者数は、屋久島全体の入込客数の推移とリンクして平成 19 年度あたりをピークに減少傾向にある。また、山岳部への入山者を年代別、登山経験別にみると、登山経験が浅い入山者の割合が多く、幅広い年齢層が山岳部利用していることが、屋久島での山岳部利用の特徴であると推測される。そして季節的な山岳部利用については、3 月の春休み、5 月のゴールデンウィークとシャクナゲ開花時、8 月から 9 月の夏休み期間に入込ピークとなっており、避難小屋利用状況とも比例する傾向が見られる。

また、近年、外国人利用者が増加傾向となっており、自然休養林では、平成23年度には外国人の占める割合は1%だったが、平成27年度には6%、平成29年度には11%まで上昇した。地域別では、アジア、ヨーロッパからの利用者が増加率も高く利用者数も多い状況となっている。国別利用者数では、アメリカ、フランス、中国、台湾、韓国が上位を占めている。

一方で、屋久島山岳部で発生している遭難状況*は、過去 10 年間(平成 18~27 年)で増加傾向にあり、中でも主要な4地域(縄文杉方面、宮之浦岳方面、白谷雲水峡、ヤクスギランド)での発生は過去10年間で全体の8割を占めている。平成27年の遭難状況は、全国の遭難者が多い山域では60代が29%、次いで50代、40代と続き、40代から70代を含めると63%、30代以下は22%だった。一方、屋久島では40代から70代を含めると51%、30代以下が41%と若年層割合の遭難率が高いことが特徴である。更に、年代に偏らず幅広い年齢層が利用しているため、若年層の遭難割合も高くなっていると考えられる。

*県警集計による。疲労、滑落転倒、負傷、病気、道迷い、他。

(4)屋久島山岳部の保護と適正利用に関する取り組み経緯

屋久島の山岳部では、屋久島への入込数が 10 万人台前後を推移していた昭和 30 年代後半から避難小

屋や標識設置等の整備が行われるようになり、平成の始めまでに当時の主要な路線での整備が一通り実施された。高速船就航や世界遺産登録による入込客数の増加と共に山岳部への入込数も増加し、それに伴って登山道整備も利用者が多い縄文杉ルート、レクリエーションの森(ヤクスギランド、白谷雲水峡)や宮之浦岳ルートでのものが大半を占めるようになった。

特に縄文杉ルートでは、利用者の増加に対応するように、トイレや休憩所等の利用者の利便性向上を 図る施設やデッキ、木道等の踏圧から植生等を保護するための施設など非常に多くの整備が行われてき ている。並行して、登山者向けのマナーガイドの発行や高速船でのマナービデオの放映を行って普及啓 発に努めてきている。

また、縄文杉への主要登山口である荒川登山口へ至る町道荒川線では、平成 12 年にゴールデンウィーク等繁忙期のマイカー規制を開始し、平成 22 年度からは観光シーズン全期間 (3/1~11/30) に延長し、マイカーによる登山口およびアプローチ車道の混雑回避対策を行っている。

縄文杉ルートの利用集中への対応として、屋久島町は平成23年に利用調整(人数制限)を含む「屋久島自然資源の利用及び保全に関する条例案」を議会に上程したが、否決された。

奥岳地域全域を見ると、登山者の増加に伴う避難小屋付帯のトイレ問題が生じ、対応に苦慮している。 従前は山岳トイレのし尿の処理は、現地埋設で行っていたが、環境保全上の問題から現地埋設を止め、 平成 20 年度から一時的措置として人肩降ろしによるし尿搬出を開始した。搬出費用は、「屋久島山岳部 補全募金」を募ってこれを当てていたが収受率向上が課題となり、平成 29 年 3 月からは山岳トイレ問 題への対処も目的に含まれた「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金」として新たなスタートを切った。

し尿の搬出と並行して、平成 22 年度から携帯トイレの普及啓発を開始した。開始当初は携行率約2 割程度であったが、平成 28 年度には8割弱まで上昇し、普及が進んでいる。しかしながら、使用率は2 割強程度と低い状況である。

(5) 屋久島山岳部の保護と適正利用の課題

屋久島山岳部で発生した課題については、個別に対応や議論がされてきており、個々の課題が山岳部全体へどのように影響しているのか、またはリンクしているのか把握できていなかったと思われる。このため、課題を「①登山道」、「②トイレ」、「③避難小屋、駐車場、利用体験の質、マナー」について時系列に整理することで、今後を見据えた計画的な対策・対応が検討できるように取りまとめている。

①登山道

「縄文杉周辺の踏みつけ」、「ウィルソン株周辺の踏みつけ」については、周辺施設整備が効果を発揮し、概ね解消されている。「希少種の盗掘・盗採」は、植物収集がブームだった頃より、採取が大幅に減っていると思われる。また、国有林、国立公園内でのパトロール等の継続も抑止力となり減少傾向に結びついたことも考えられる。

縄文杉ルートを含む主要なルートで発生してきた登山道荒廃や混雑時の良好な雰囲気の喪失、オーバーユース等については、主に施設整備、マナー向上の普及啓発、利用集中を避けるための誘導を実施してきたが、現在も課題解消には至っていない。

また、許可なくササ等木竹を伐採して新たなルートを開拓して利用するという問題も確認されている。

②トイレ

世界遺産登録後の急激な利用者増加に伴い発生した、「既存トイレ不足、混在、故障、不衛生」、「トイレ設置のされていない区間が長い」ことについては、トイレの整備や入込客減少等により改善された面もあるが、「季節的な利用集中により発生する混雑や故障」は現在も生じている。また、トイレのし尿処理の問題は、バイオトイレ、土壌処理式トイレの設置や携帯トイレの普及を行っているが、現在も暫定措置とされた人肩降ろしが継続され維持管理コストに悩まされている状況に変化はない。

③避難小屋、駐車場、利用体験の質、マナー

「駐車場」については主に荒川登山口で課題となっていたが、平成 22 年から荒川登山口に通じる町 道荒川線で3月から11月までシーズン全期間のマイカー規制としたことにより解消されている。

「マナー」について、動物への餌付けは屋久島町猿の餌付け禁止条例や、普及啓発により減少傾向と 考えられる。入山に際しての装備等は、普及啓発を実施しているが未だ軽装備での入山者が見受けられ 継続していく必要がある。

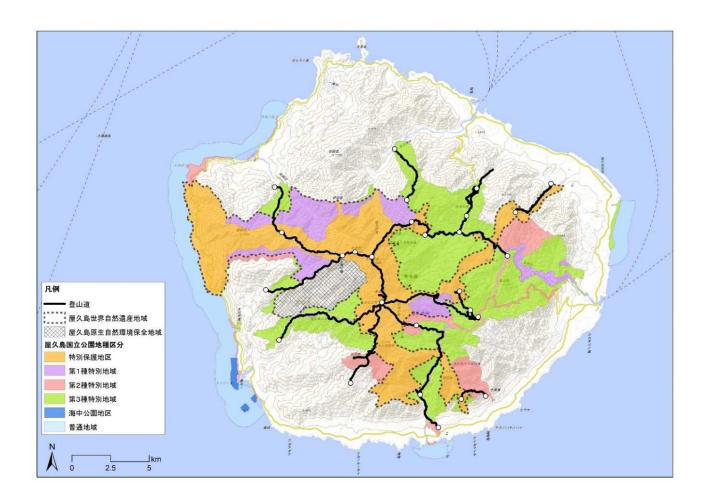
「避難小屋」や「利用体験の質」については、5月ゴールデンウィークなどには避難小屋の収容人数を超える登山者が小屋の周りにあふれたり、時間帯によって縄文杉デッキ上で利用者が集中し混雑してゆっくりと縄文杉を観賞できない状況が生じている。

④課題の総括

多くの課題は、季節的な利用集中や屋久島の気象条件の厳しさ等により発生している。これに対して、様々な周辺施設整備、マナー向上の普及啓発、条例制定等により解消に努めてきた。その結果、効果を発揮して概ね解消されている課題がある一方、世界自然遺産登録後 20 年を経ても解消に至っていない課題もあり、これらの解決に向けて更なる努力が必要とされている。

3. 対象区域

屋久島世界自然遺産・国立公園における山岳部適正利用ビジョンは、前岳斜面から奥岳にかけての山 岳部のエリアを念頭に、主に世界自然遺産・国立公園区域の主要登山道(下図黒線)を用いた一般的な 登山利用を想定して作成する。



4. ビジョンと基本方針

(一言フレーズ) ※保留

【ビジョン作成の前提となる認識と考え方】

(1)前提となる認識

①保全重要性の高い自然環境

九州の南端から台湾の北東端にかけて弧状に配列する琉球列島の一つである屋久島は、フィリピン海プレートとユーラシアプレートの接点に位置し、フィリピン海プレートの沈み込みによってユーラシアプレート側へ付加されたもの(付加体)に、花崗岩マグマが貫入してできた島である。琉球列島の主要な島々の中で、主に花崗岩で形成されているのは屋久島だけで、屋久島は九州最高峰の宮之浦岳(標高 1,936m)をはじめ、九州内の山岳標高ベスト8までを有する、山岳の島(高島)である。このため、島の中に海岸部の亜熱帯的な気候から山岳部の冷温帯気候まで日本の気候帯のほとんどが見られ、それぞれの気候に応じた自然植生が凝縮して垂直的に分布している。

屋久島の陸上の生物相は南限種が多く、本州・四国・九州と近い。これは琉球列島のうち北琉球に属する大隅<u>諸島</u>・種子島・屋久島が氷河期に海が後退して九州と陸続きになったことに由来する。また、屋久島の海は黒潮の影響を受けて、温帯と亜熱帯が交錯する場所となり、北限種が多い。北や南

の生物相が混じりあっていることが、顕著な標高差とともに屋久島を生物多様性豊かな島にしている。

黒潮の海から発生する暖かく湿った水蒸気は、大気の流れに乗って急峻な地形を一気に駆け上がって雲となり、年間 4,000~10,000mm にも及ぶ多量の雨を降らす。雨は、浸食しやすい花崗岩の山を削り、切り立った峰々と深い谷を形成する。山頂部には浸食されて露出した花崗岩の奇岩が直立し、山肌には大岩が散りばめられているような光景ができる。険しい斜面や悪天時に見られる恐ろしいまでの荒々しさ、人工構造物がほとんどなく、巨岩・奇岩が作り出す景観は、山の素晴らしい側面だけでなく、山の恐ろしさを想起させる側面を今もみせている。無数の沢となって山中を流れる水や高い空中湿度は、森の巨木や岩を苔で覆い、樹齢数千年のヤクスギなどの巨木や、着生する多くの植物とあいまって、荘厳で幻想的な森林景観を作り出している。山の水は清澄なまま集落まで流下し、人々に飲み水や島民の憩いの場(遊び場)などの恵みを与え海へ注ぐ。姿を変えながら海・山・川・里・海を巡りこれらをつなぐ水(潮流、雲霧、雨、雪氷、空中湿度、流れなど)が屋久島の独特の自然を作りだし人々の営みを支え続けている。屋久島は水の島である。

琉球列島には900以上もの島があるが、樹齢数千年のヤクスギからなる原生的な天然林を有し、海岸部から山頂部に及ぶ自然植生の垂直分布が連続的に見られるのは屋久島をおいて他にない。この特異な生態系と優れた自然景観を有していることが評価され、島の約2割が世界自然遺産に登録されている。そのほか、世界自然遺産を含む山岳部は、屋久島国立公園をはじめとする国内外の各種保護地域制度によって保護されており、国内有数の自然環境保全の重要性が高い地域である。

②人と自然とのかかわり-畏敬・感謝・遠慮の心-

屋久島の地形や自然特性は、人々の意識にも大きく影響してきた。山岳部の標高は自然環境(垂直分布)を変化させると共に、島全体の捉え方に独創性をもたらした。島を取り囲む平地に点在する集落から見える山を「前岳」と呼び、薪炭用材の収集などをする生活圏としてきた。一方、集落の背後にそびえる山は「奥岳」と呼び、集落ごとの御岳として崇めてきた。御岳を崇める岳参りは山岳信仰の一つであり、かつて日本中でみられた。屋久島の岳参りは、集落ごとに形態は異なるが、春と秋の年2回行うことが一般的とされている。無病息災や大漁祈願の願をかけるとともに、前回の来訪時にお願いした願を、解く。海と里の恵みを御岳の祠へ供えて祈りを捧げ、山の神が宿るとされる木を里に届けることで、海と山と里をつないで人と山(自然)との関わりを目に見える形で今に残している。島民の心の中には昔から、「森は先祖の霊が宿るところ」として、山の神に先祖の霊を重ねることで奥岳を信仰・崇拝する気持ち(畏敬の念、感謝の気持ち、遠慮の心)があり、長きにわたり岳参りが続けられてきた歴史がある。

屋久島の地形は集落の立地にも影響している。集落の多くは河川の扇状地や狭い海岸段丘上にあり、周回道路が整備されるまでは船に乗らないと隣集落まで行けない場所もあった。それだけに集落独自の文化や行事が残っている。春の岳参り、夏の盆踊り、秋の十五夜綱引きや岳参り、冬の正月行事など、先祖や山の神に関わる行事や収穫に関わる行儀がある。祭の日は同じであるため、集落間で共有することはなく、祭の仕方や呼び方にはいくらかの違いがあるなど、独自性が残っていく。屋久島の行事は本州・四国・九州の南限であったりもするが、特に盆踊りは死者の霊をなぐさめることに

加えて御岳の神へ踊りを奉納することが特徴である。信仰の地である御岳は、頭を垂れて手を合わせ続ける人々の聖地である。かつては日本全国に広がっていた山岳信仰に通じる自然に根差した文化が、屋久島では受け継がれているといえよう。

一方で、山は、信仰の対象の地であると同時に、島の経済を支える利用もされてきた。大正時代からは本格的に<mark>国有林野事業</mark>が始まり、昭和 40 年代頃まで林業が島を支えていた。自然を守りながら活用していこうという時代が到来し、地道な自然保護の取り組みの積み重ねもあって世界自然遺産にも登録された今日では、国内でも有数のガイド数を誇る地域となり、登山を主とする観光が多くの島民の暮らしを支えている。

山岳部は、昔も今も地域経済を支える生活のよりどころとしても、島民にとってなくてはならない 存在であり続けてきたことは歴史の事実といえよう。

(2)前提となる考え方

上記認識を踏まえ、屋久島世界自然遺産・国立公園の山岳部適正利用のビジョン(未来像・目標。50 年後の目指す姿)および基本方針(ビジョン実現のための取り組みの方向性)は、以下の考え方に基づいて作成する。

なお、山岳部の利用には、登山道を歩く一般的な登山のほか、沢登りや岩登りなども存在するが、本 ビジョンは、登山道を用いた一般的な登山を対象とすることとする。

- ①自然や畏敬の念を抱かせるものの価値を損なわずに守り、引き継ぐ
- ②自然や畏敬の念を抱かせるものの価値を損なわない範囲、方法での利用をする
- ③自然や畏敬の念を抱かせるものの価値や継承の重要性を理解してもらうために、質の高い自然体験 を提供する
- ④地域の自然観、人と自然との関わりを踏まえた管理を行う
- ⑤人と自然の望ましい関係を意識した管理、先を見据えた管理を行う
- ⑥島民や登山者(世界遺産や国立公園の利用者)だけを視野に入れた管理でなく、日本の国立公園、 世界自然遺産の模範・見本となる管理を行う ※登山者や利用者には、海外から訪れる登山者、利用者も含む。以下同じ。

【未来像・目標(50年後の目指す姿)】

- (1)原生性と神聖性、人の一生よりはるかに長い時の流れ、 生物や物質のつながりと循環、自然の恵みと厳 しさが残る山(島)
 - ①利用者は、樹齢数百年・数千年の巨樹や、数百年生の森(針広混交林、照葉樹林)、無数の流れ、人工構造物のない原生的で荘厳な森林景観・山岳景観を歩いて見ることができる。
 - ②利用者はそこで、人の一生よりはるかに長い時の流れ、大きな自然の営みの中に取り込まれている 人間の存在や、生物や物質のつながりや循環を感じることができる。
 - ③利用者は、原生的で荘厳な景観を見ることができるだけでなく、そこで清澄な空気や水の恵みを享受することができる。また、同時に、今も人を寄せ付けない荒々しさや恐ろしさを感じ、畏れを抱くことができる。

(2)登山の入門者から豊富な経験を持つ登山者まで自然を深く堪能できる山(島)

- ①屋久島を訪れる利用者は、事前に、あるいは入島後に入手した登山情報から、自分の経験や技能、 求める体験の質に応じた登山ルートを選択し、自然を体験することができる。
- ②登山ルートは、ルートのランクと管理方針に応じた管理(施設整備・維持管理、ルール設定等)がされており、ルートのランクに応じた自然環境・体験の質と安全度が維持されている。
- ③体験の質や、利用による自然や畏敬の念を抱かせるものに対する種々の影響は、モニターされ、その結果が管理に反映されている。
- ④全ての利用者は、屋久島山岳部の自然と畏敬の念を抱かせるものを守り、継承する重要性や人と自然とのかかわりを学ぶ・考える機会を得ることができ、これらを理解・尊重して利用を行っている。

(3)人と自然の関わり方、新しい山の文化を模索し、発信する山(島)

- ①利用者は、屋久島に来れば、島の伝統的な自然観や人と自然との関わり方を学ぶ機会を得ることができる。
- ②島民は、歴史も踏まえた時代に応じた山との関係性を維持し、山への畏敬・感謝・遠慮の心を持ち続けており、世界遺産や国立公園の管理もそれを踏まえたものとなっている。
- ③島民と世界遺産や国立公園の管理者は、自然環境の保全や質の高い利用体験の提供を含む人と自然 との関わり方を模索しながら試行錯誤を繰り返して世界の模範・見本となる「新しい山の文化」を 築き、発信し続けている。
- ④利用者は、屋久島が発信する「新しい山の文化」に惹かれて来島し、人と自然との関わり方を考え、 新しい山の文化を他地域に広めていく。

【基本方針】

(1)自然環境の厳正な保護

・自然環境を厳正に保護し、原生的で荘厳な森林景観・山岳景観や清澄な空気や水の恵みだけでなく、 自然が本来持っている荒々しさや恐ろしさをも感じさせる環境や雰囲気を維持する、もしくは現状よ り向上させる。

(2)過不足のない適切な管理(施設の整備・維持管理、利用者管理など)

- ・施設の整備や維持管理は、過不足がないよう適切に実施するとともに、場所に応じた利用の質(種類、 行動)や量(数など)の管理を行う。
- ・現状や場所の状況を踏まえるだけでなく、近い将来に起こりうる状況をも考慮に入れて管理を行う。

(3)登山ルートごとの利用、管理方針(水準)の設定

・屋久島の特性を踏まえた ROS などの管理手法を取り入れつつ、登山ルートごとに自然度やルート難 易度などによって、入門者を想定した便利さや快適さを考慮したゾーンや、豊富な経験を有する登山 者を想定した原生的な自然環境の保全や体験が優先されるゾーンなど数段階に区分して管理・利用体 験の提供を行う。 【注】ROS(Recreation Opportunity Spectrum)とは、様々な利用者が様々なレクリエーション体験を求めていることを前提に、レクリエーションエリアをいくつかのゾーン毎に段階に分けて区分し、ゾーン区分に応じた整備や管理を行い、利用者に自然体験を提供する、エリアの管理手法の一つ。

(4)情報の発信・提供

- ・利用者が自らの判断でルート選択、登山計画や準備ができるよう、ルートとその難易度、利用ルール などの適切な登山情報(ランク、登山時間、施設案内、降雨時の注意喚起ほか)を提供する。
- ・屋久島山岳部の自然環境の保全と質の高い利用体験の提供に関する取り組みについての情報を積極的 に発信する。

(5)個別管理者の責務の遂行と、管理者・関係者の高度な連携による管理

- ・個々の施設管理者は責任を有する施設等について、登山ルートのランクに応じた施設の整備・維持管理等の管理(危険要素・自己責任の範囲などの情報提供含む)を適切に行う。
- ・国、県、町(世界遺産等の管理者および施設管理者)と関係者は、情報共有など高度な連携により一体的な管理体制を構築する。

(6)体験の質や自然環境等への影響の把握と、影響への対応実施基準の明確化

- ・利用体験の質や自然環境等への影響をモニタリングし、その結果を管理に反映する。
- ・モニタリングの指標と項目を設定するとともに、対応策を検討する・講じる基準を明確化する。

(7)人と自然の関わり等を学ぶ機会の提供

・屋久島の動植物、地理、歴史、文化などの情報や展示をしている施設や、レクチャーを通じて、自然 とともにある歴史・民俗・文化や自然環境の保全と質の高い利用体験の提供に関する取り組みを学ぶ 機会を提供する。

(8)地域の伝統的な人と自然の関わりに配慮した管理

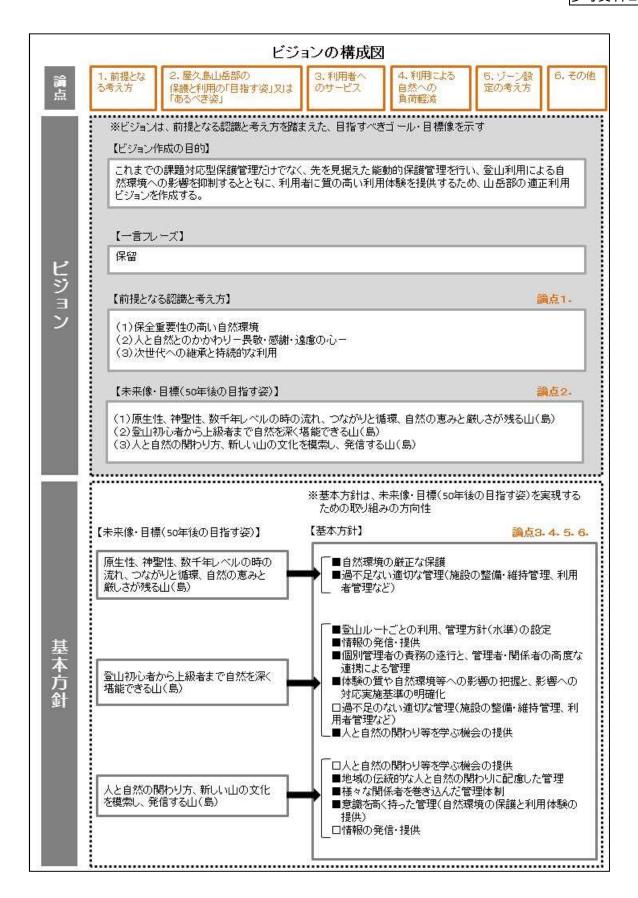
・屋久島の伝統的な人と自然との関わりに配慮した管理を行う。

(9)様々な関係者を巻き込んだ管理体制

・多くの島民が直接的、間接的に山岳部に依存している屋久島の様々な関係者・機関(行政、住民、民間業者、学識経験者等)が合意形成や管理行為に関わりを持ちながら、屋久島山岳部の自然環境の保護と質の高い利用体験の提供を行っていく。

(10)意識を高く持った管理(自然環境の厳正な保護と質の高い利用体験の提供)

・自然環境の厳正な保護と質の高い利用体験の提供を実現するため、様々な課題や状況に対して現状に満足せず(過去に縛られすぎず)に、よりよい管理を行っていくことを目指す。



●平成30年度 各登山道の利用体験ランク及び整備・管理方針設定の議論の流れ(予定)

